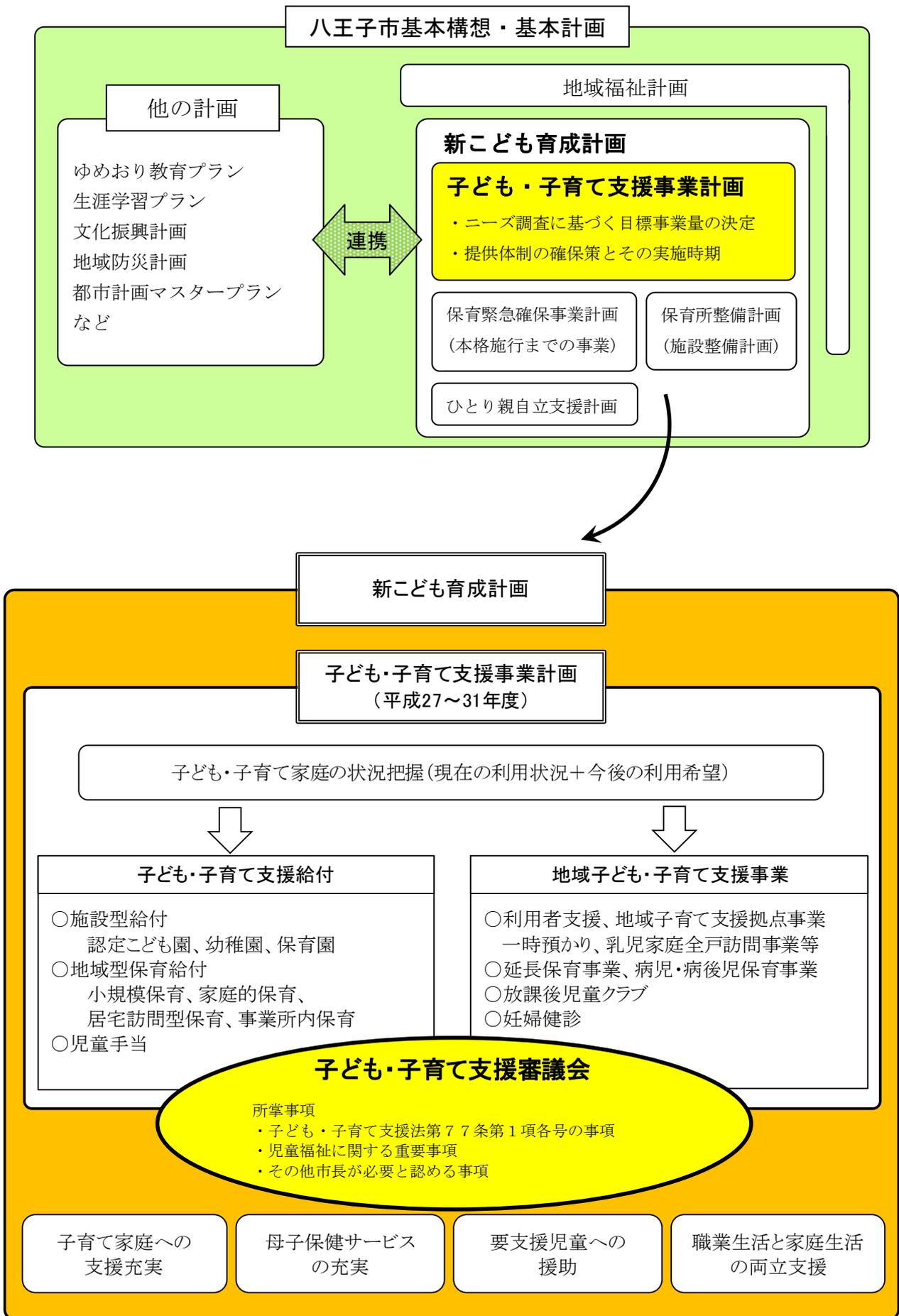


子どもに関する計画の位置付け



子ども・子育て支援法に規定されている子ども・子育て支援事業計画の内容

区分	記載事項	本審議会	部会	
			A	B
必須記載事項	1 教育・保育提供区域の設定 (地理的条件、人口、交通事情、社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案)	●	●	▲
	2 教育・保育提供区域における各年度の 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、その他の教育・保育に係る必要利用定員総数等 の量の見込み、提供体制の確保の内容、その実施時期	▲	●	—
	① 認定こども園	} 特定教育・保育施設		
	② 幼稚園			
	③ 保育所			
	④ 家庭的保育	} 特定地域型保育事業所		
	⑤ 小規模保育			
	⑥ 居宅訪問型保育			
	⑦ 事業所内保育			
	⑧ その他			
	3 教育・保育提供区域における各年度の 地域子ども・子育て支援事業 の量の見込み、提供体制の確保の内容、その実施時期	●	▲	▲
	① 利用者支援(必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整)			
	② 延長保育事業(支給認定保護者が支払うべき時間外保育費用の助成)			
③ 補足給付(支給認定保護者が支払うべき日用品等の購入費用の助成)				
④ 多様な主体の参入促進(民間事業者等の能力を活用した設置、運営の促進)				
⑤ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	▲	▲	●	
⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)				
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)				
⑧ 養育支援訪問、要支援・要保護児童支援事業				
⑨ 子育て支援拠点事業(交流の場の提供、子育てに関する相談・援助)				
⑩ 一時預かり事業				
⑪ 病児・病後児保育事業				
⑫ ファミリーサポートセンター事業(依頼会員と提供会員との相互連絡調整)				
⑬ 妊婦健診				
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進体制の確保の内容(幼保連携型認定こども園の設置数、設置時期、普及についての考え方)	▲	●	—	
任意記載事項	5 産後、育休後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	●	▲	—
	6 子どもに関する専門的な知識、技術を要する支援に関する都の施策との連携(児童虐待防止対策の充実、母子・父子家庭の自立支援、特別な支援施策の充実)	●	▲	▲
	7 ワークライフバランス推進のための雇用環境整備に関する施策との連携	●	—	—

<策定イメージ>

(単位：人)

		1年目			2年目			3年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み (必要利用定員総数)		300	200	200	300	200	200	300	200	200
② 確保 の 内容	教育・保育施設 (幼稚園・保育園・認定こ ども園)	300	200	80	300	200	150	300	200	150
	地域型保育事業			20			30			50
②-①		0	0	▲100			▲20	0	0	0

※子どもの3区分

1号認定：3-5歳の子ども（保育の必要性なし）

2号認定：3-5歳の子ども（保育の必要性あり）

3号認定：0-2歳の子ども（保育の必要性あり）

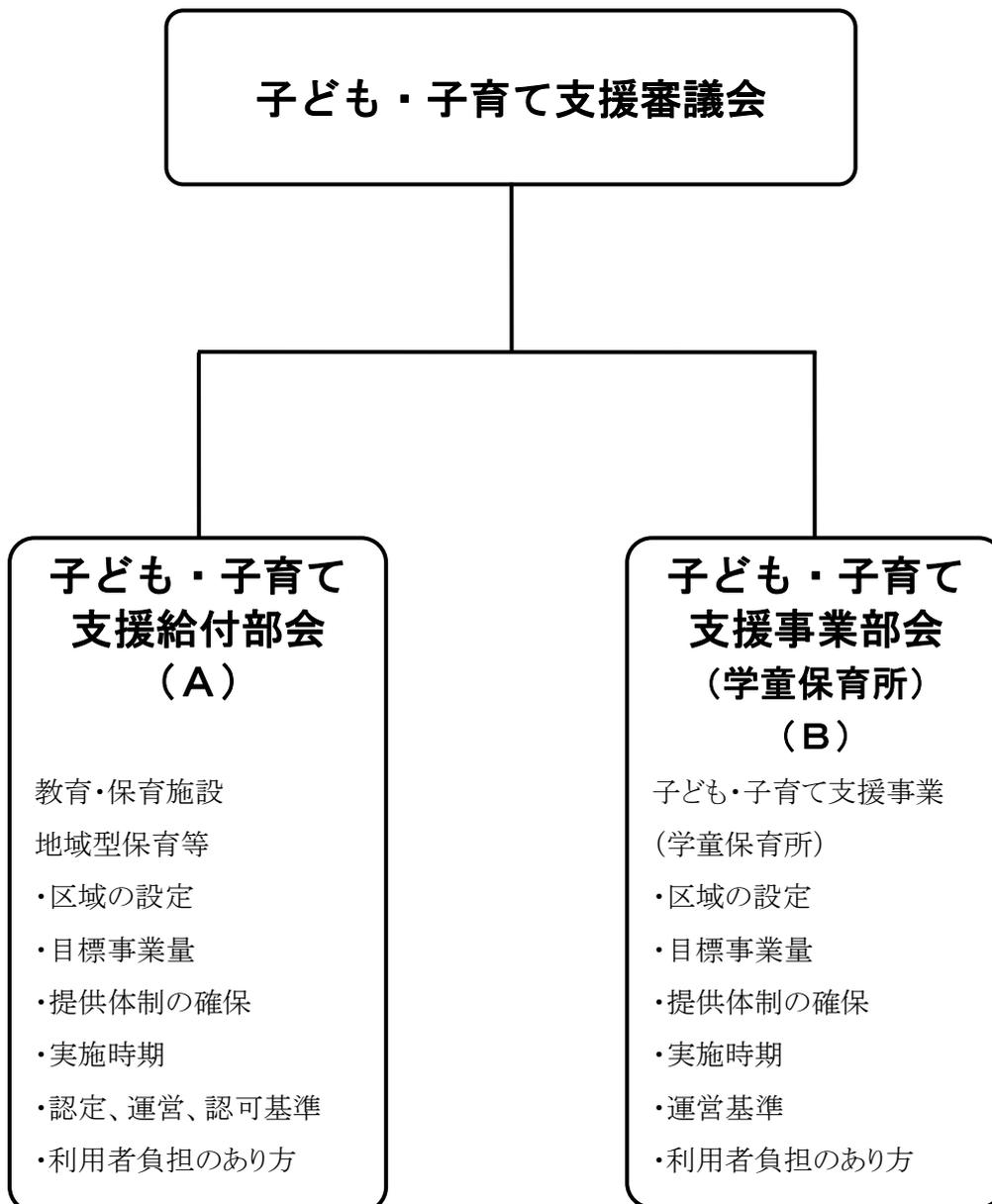
<策定イメージ>

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人（20か所）	800人（20か所）	800人（20か所）
②確保の内容	600人（16か所）	700人（18か所）	800人（20か所）
②-①	▲200人（4か所）	▲100人（2か所）	0

子ども・子育て支援審議会に設置する部会について（案）

子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、専門的に検討することが必要となる事項を調査審議するために、部会を設置する。（審議会条例第6条）

→ 諮問内容に基づき、2つの部会を設置する。



「子ども・子育て支援新制度」本格施行までのスケジュール

項目	平成25年度												平成26年度				平成27年度				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4月～				
国の取組み	主な動き												4月 消費税8%				10月 消費税10%				
	国の基本指針・基準の策定 ・子ども・子育て会議設置 ・事業計画基本指針の策定 ・認可基準の策定 ・認定・確認基準の策定												・公定価格、利用者負担(骨格の提示)								
都の取組み	子ども・子育て会議等 子ども・子育て会議設置												調査審議								
	子ども・子育て支援事業計画の策定 (1期5か年計画 平成27～31年度) (目標事業量の策定)												検討・広域調整				策定	実施			
本市の取組み	子ども・子育て支援審議会 (児童福祉審議会、こども政策推進協議会を統合)												設置				検討・調査審議				
	子ども・子育て支援給付部会(A)												第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回				(答申) 答申				
	子ども・子育て支援事業部会(B) (学童保育所)												第1回 第2回 第3回 第4回								
	ニーズ調査実施 (子ども・子育てに関する環境及び意向調査)												①目標事業量調査(検討・調査・集計・分析) 調査				②①以外の子ども・子育て 事業のニーズ調査・分析				
	子ども・子育て支援事業計画の策定 (1期5か年計画 平成27～31年度) (目標事業量の策定)												検討				素案策定	都へ報告・調整	パブコメ	策定	実施
	条例・規則・要綱等の制定・改正 (施設認可基準・確認基準等)												検討・パブコメ				施行				
	新制度にかかるシステム開発 (確認、認定、利用調整、支払)												仕様検討				入替完了				
	新制度における認定・給付事務																認定事務開始				
	保育緊急確保事業計画の策定 待機児童解消加速化プランの策定												検討				決定	実施			
	新こども育成計画の策定												現行計画の推進状況確認・分析				検討	素案策定	パブコメ	策定	実施

子ども・子育て支援新制度 本格施行

八王子市子ども・子育て支援審議会会議傍聴要綱

(目的)

第一条 この要綱は、八王子市子ども・子育て支援審議会条例に規定する会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の定員)

第二条 こども家庭部は、傍聴の定員を五人以上に設定するよう努めることとし、会議を行う場所等、開催事情に応じて定める。

2 定員は、会議の一週間前までに、ホームページに掲載することによって公開しなければならない。

(傍聴券の交付)

第三条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、受付において会議傍聴整理簿（第一号様式）に所要事項を記入し、傍聴券（第二号様式）の交付を受けなければならない。

2 こども家庭部は、一人につき傍聴券一枚を定員の範囲内において先着順に交付する。

(傍聴の期日)

第四条 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴券の提示)

第五条 傍聴人は、係員が求めたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第六条 傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席以外の議場への入場禁止)

第七条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の議場へ入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- 三 はち巻、腕章、たすき、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- 四 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器を携帯している者
- 五 カメラ、ビデオ、録音機の類を携帯している者。ただし、第十条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- 六 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、映写機の類を携帯している者
- 七 異様な服装をしている者
- 八 酒気を帯びていると認められる者
- 九 その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第九条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場での発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したり、示威的行為を行わないこと。
- 二 飲食又は喫煙をしないこと。
- 三 みだりに席を離れないこと。
- 四 その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第十条 傍聴人は、議場において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(違反に対する措置)

第十一条 会長は、傍聴人がこの要綱に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第十二条 傍聴人は、会長が傍聴禁止を宣言したとき、又は前条により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第十三条 傍聴人は、この要綱に定めるもののほか、会長から議場の秩序又は安全を確保するための要請があった場合は、協力しなければならない。

附則

この要綱は、平成二十五年七月一日から施行する。